

令和2年10月6日

発 言 者	発 言 要 旨
4月に知事に行った緊急提言への審査と今定例会において提出する提言についての検討	
渡辺委員	生活福祉資金特例貸付が長期化している方もいると聞いているが、その貸付状況はどうか。
地域福祉推進課長	<p>生活福祉資金特例貸付には、緊急かつ一時的な生計維持のため1世帯当たり20万円を貸し付ける緊急小口資金と、生活再建までの期間に必要な生活費用として、2人以上の世帯の場合、1月当たり20万円を3か月分貸し付ける総合支援資金の2つのメニューがある。</p> <p>制度が始まった3月25日から9月25日までの貸付状況は、緊急小口資金が2,067件、約3億6,635万円、総合支援資金が623件、約3億7,740万円、合計2,690件、約7億4,375万円となっている。総合支援資金を借りる方が増えており、6月の1週間当たりの貸付状況は、緊急小口資金が90件程度、総合支援資金が20～30件程度だったが、9月の1週間当たりの貸付状況は、緊急小口資金が50件程度に減少した一方で、総合支援資金が30～40件程度となっている。</p>
渡辺委員	生活福祉資金特例貸付は切実なものである。低所得者等の生活困窮者に対して、減免や給付などの支援も必要と考えており、県としても、年末年始に向けて現状把握や相談体制の充実をお願いしたい。
地域福祉推進課長	償還については、据置期間が1年となっている他、償還開始時に所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる。そういった対応と併せて、生活困窮者向けに設置した相談窓口で丁寧に対応していく。
渡辺委員	新型コロナが感染拡大した際、保健所や衛生研究所は人員の応援派遣等を受けて第一波をなんとか乗り切ったと聞いているが、体制強化について予算措置や人員の配置をお願いしたい。
健康福祉企画課長	保健所等の体制については、定年退職者がいない中で保健師概ね5人の採用募集を行うとともに、事務職員が対応できる保健師の業務の切分け等を行っており、業務の見直し等を含めて体制の整備を図っていく。
星川委員	新型コロナに感染し中央病院に入院した患者にECMO（体外式膜型人工肺）を使用した際、新庄病院から中央病院に臨床工学技士を派遣したとのことであるが、中央病院に臨床工学技士がいないため派遣したのか。
県立病院課長	中央病院に臨床工学技士は複数名いるが、ECMOを操作するには習熟した技能が必要となる。中央病院では1人のみであるため、新庄病院の習熟した職員を1人派遣したものである。
星川委員	新型コロナとインフルエンザの同時流行が懸念される中、人員配置について今後どう対応していくのか。

発 言 者	発 言 要 旨
県立病院課長	中央病院では従来からあるECMO3台に加え、今年度に入って更に1台を追加整備した。操作できる職員が1～2人では十分ではないと認識しており、研修への派遣や職員の採用により体制を充実していく。
星川委員	県民の安全安心な生活の確保のためには、ECMOを扱うことができる人員を早急に増強する必要があると考えるがどうか。
県立病院課長	現在、ECMOの操作は臨床工学技士と医師が連携して対応しているが、必要に応じ職員の追加採用を検討していく。
相田副委員長	新型コロナウイルス感染症緊急対策費による高齢者や妊婦へのインフルエンザ予防接種の助成対象者数はどうか。
健康福祉企画課長	65歳以上の高齢者約36万人、妊婦約1万人を想定している。できるだけ多くの方に予防接種を受けてもらえるよう実施主体である市町村を助成する。
相田副委員長	1人当たりの単価や市町村への助成内容の想定はどうか。
健康福祉企画課長	高齢者に対しては全市町村が接種費用の約1/2、妊婦については一部の市町村で接種費用の約1/2の助成を行っており、県は残りの自己負担分の一部に対する助成を考えている。市町村によって助成内容が異なることから、現在行っている実態調査の結果を踏まえ、どういった助成ができるのか、どうすれば公平に助成できるのかなどの観点から市町村と丁寧な調整を行う予定である。
相田副委員長	既に満額助成を行っている市町村がある中、公平性の観点から定額助成が望ましいと考えるがどうか。また、市町村からは、「もっと早く県が助成を行うことを教えてほしかった」という声もあり、事前に市町村との情報共有を図り、助成内容を検討すべきだったのではないかと。
健康福祉企画課長	<p>9月11日付厚生労働省通知でワクチンの優先接種の考え方が示されたこと、14日の福祉関係団体からの要望や25日の県議会代表質問、更には、厚生労働省通知により新型コロナとインフルエンザの同時流行に備え、新型コロナの受診体制がコールセンターや保健所を介さず、かかりつけ医に直接相談する体制へ変更となり、現在、県では県医師会と一緒に11の地区医師会に協力を要請しているが、現段階では発熱患者を受け入れる医療体制の整備が非常に厳しい状況にある。</p> <p>新型コロナとインフルエンザの同時流行が懸念される中、重症化リスクの高い高齢者の命と健康を守るとともに、医療提供体制のひっ迫を避けるため、急を要するものとしてインフルエンザ予防接種の上乗せ助成について追加で提案したものである。追加提案前ということで、事前に市町村と正式な調整ができず、市町村の混乱を招いていることは承知している。補正予算の可決後速やかに、市町村に対して丁寧な説明を行っていく。</p>
相田副委員長	今後、県の政策を進めていく上で、市町村との連携を密に対応してほしい。

発 言 者	発 言 要 旨
議案に対する質疑及び所管事項に関する質問	
今野委員	<p>県が作成し公表している風力発電の適地に関する調査報告書について、地域の歴史的景観等を守る観点からどのような配慮がなされたのか。</p>
エネルギー政策推進課長	<p>県が作成した報告書は、平成24年3月の「県再生可能エネルギー活用適地調査報告書」と30年6月の「県風力発電適地調査報告書」の2つであり、いずれも風力発電の可能性のある地域を事業者に示し参考にしてもらうことを目的としている。風況が良く土地利用の制限のない地域を機械的に抽出したもので、事業化を保証するものではないが、事業者に誤解を与えないよう報告書の名称を「県再生可能エネルギー活用可能性調査報告書」、「県風力発電風況等実態調査報告書」に改めている。また、公表内容について市町村に照会しており、既に鶴岡市内の羽黒山等周辺の3か所は除外している。</p>
今野委員	<p>見直し後の報告書を事業者確実に伝える必要があると考えるが、周知方法はどうか。</p>
エネルギー政策推進課長	<p>現在照会している市町村の意見等を受け見直した上で県ホームページに掲載していく。</p>
今野委員	<p>ドイツでは再生可能エネルギー施設の整備を行う土地に法的に制限があると聞くが、自然や景観等を保護するための法整備を国に要請していく必要があると考えるがどうか。</p>
エネルギー政策推進課長	<p>洋上風力については、新法として海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用に関する法律が整備され、導入には地元との調整が必要となっているが、風力発電施設設置については現在、法的な制限がない状況である。</p> <p>県としては、現在策定作業中のエネルギー戦略実現に向けた政策推進プログラムの見直しの中で専門家の意見を聴き対応を検討したい。</p>
今野委員	<p>開業医の判断でPCR検査を民間業者に委託できるようになったことを受けて、各地域の医師会の対応状況はどうか。</p>
薬務・感染症対策室長	<p>基本的には、診療所等で患者を診察し、必要に応じて抗原キット検査や、流行の状況に応じて、より精度の高いPCR検査を地域内で実施することになるが、地域で十分な検査機関を確保できない場合、特定の場所で検体を収集し検査機関に委託するか、医師の輪番制でPCR検査センター等を設けること等が考えられる。地域の実情を踏まえた方法の検討が必要であり、それぞれの医師会の検討状況の報告を待っている状況である。</p>
今野委員	<p>各地域で想定される対応が異なる主な要因は何か。</p>
薬務・感染症対策室長	<p>各地域の診療所に対応することが基本であり、県としては協力を依頼しているところだが、各地域の医師会の規模、会員の医師数や年齢構成のほか、職員の誹謗・中傷への不安が払拭できない等の事情により、すぐに対応できない場合もあると考えている。そのため、検査機関への委託やPCR検査センター設置等の方</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>法を含め、それぞれの地域でどのような体制が可能か検討してもらっており、その結果については、保健所や市町村、重点医療機関等と協議し検証することとしている。</p>
今野委員	<p>PCR検査を受託する民間検査機関はどういったところか。また、住居地によって、検査結果が出る時間等に差異は無いのか。</p>
薬務・感染症対策室長	<p>衛生検査所として都道府県知事の承認を受けている事業所が検査を行うが、県内には実施機関はなく、取次所のみがある。取次所を介して県外の実施機関に検体を運搬・検査されるが、隣県であれば翌日、首都圏でも翌々日には検査結果が出ると聞いている。県内各地域で検査結果が出る時間や費用に差異が出ないように対応を依頼していく。</p>
今野委員	<p>今般の補正予算に計上されている介護施設への簡易陰圧装置の導入支援事業について、国と県との関係はどうか。</p>
長寿社会政策課長	<p>国の事業で、費用負担が国庫2/3、県費1/3となっている。県で国費分を受け入れ、県費と合わせて県から介護施設に交付する。</p>
今野委員	<p>介護事業所への募集等の流れはどうなっているのか。</p>
長寿社会政策課長	<p>要望調査結果の国への提出期限が6月末となっており、市町村を通じて事業所の調査結果を国に提出しており、国の内示後、正式な手続きに入る。今般の補正予算は、国に提出した調査結果のうち県負担分に対する予算措置となる。 国の来年度概算要求にも同様の事業があり、今年度の対応が間に合わなかった事業所については来年度に向けて準備してほしいと考えている。</p>
今野委員	<p>事業所からの応募等事業の進め方は公平だったのか。</p>
長寿社会政策課長	<p>4月に国から概要が示された際や6月の募集開始の際、全事業者に対して同様の情報を周知しており、公平性という点で問題はないと考えている。</p>
今野委員	<p>令和元年9月に県が実施したワーク・ライフ・バランス、男女共同参画および女性活躍に関する県民意識・企業実態調査結果を、女性活躍の促進等のための施策にどう活かしていくのか。</p>
若者活躍・男女共同参画課長	<p>アンケートは県内企業200社を対象に実施し、121社から回答を得たものであり、調査の結果、男女間の賃金格差解消や女性の人材育成・管理職登用に向けた取組みに格差が存在することが明らかになった。男女が共に能力を発揮し、活躍できる職場づくりを促進していく上で様々な格差の解消が重要な課題と認識している。 今年度は、現行の県男女共同参画計画の改定年度であり、改定に向けた検討の中で、県議会や審議会、市町村等関係団体の意見を聴きながら、施策に反映していきたい。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
今野委員	女性の県外流出が課題となっている中、公の行事等に女性の参加を促すような女性が活躍できる場の創出が必要であり、そのための具体的な施策を盛り込むべきと考えるがどうか。
若者活躍・男女共同参画課長	現在も、県の審議会への女性登用等政策の方針決定過程への参画促進や、企業での女性の採用や昇進等での登用促進、女性自身の意識改革や働きやすい職場づくりに向けた企業トップへの働きかけが重要と考え、取り組んでいるところであるが、引き続き、その促進に向けた方策を検討し実施していく。
青木委員	新型コロナの影響により制限していた診療体制を通常のものに移行していると聞いているが、現在の県立病院の患者動向はどうか。
県立病院課長	4～5月の2か月間を前年同月と比較すると、県立4病院合計で入院延べ患者数は22.7%減少、外来延べ患者数は25.5%減少している。6月から制限していた外来診療は従前の体制に戻し患者確保を図っており、6～8月の3か月間は入院延べ患者数は13.4%減少、外来延べ患者数は13.3%減少となり、一定程度回復しているが、依然として落込みが続いている状況である。
青木委員	県立病院の収益の状況はどうか。また、減収に対してどの程度補てんされているのか。
県立病院課長	<p>6月から患者数が徐々に回復し、比較的軽症な患者の受診減少による診療単価の上昇や7月からの中央病院の人間ドックの再開により、医業収益全体で見ると、4～5月の2か月間は前年同月比で20.8%減少したのに対して、6～8月の3か月は10.7%の減少まで回復している。しかし、前年同月に対する減収額は4～8月までの合計で19億500万円、減少率は14.6%となっており、病院事業そのものに対する大きな影響は今なお続いている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症患者のために確保した病床に対する空床補償については、国では当初1日当たりの単価を1万6,190円としていたが、その後病床の種類によるが単価が増額され、I C Uは1日当たり30万1,000円と大幅に増額されている。これを踏まえて試算した年間の空床補償の見込額は31億3,900万円で、今般の9月補正予算で医業外収益の増額補正として13億3,300万円を計上している。空床補償の拡大により、経営的にも一定程度下支えがなされていると考えている。</p>
青木委員	病院経営の改善に向けて、どのような取り組みが必要と考えているのか。
県立病院課長	地域の基幹病院として急性期医療を担うため、医療機関と連携を強化し、患者の確保に努める。具体的には、中央病院で入院から退院までの相談支援を一元化した患者サポートセンターを設置し、患者の利便性向上を図る。また、河北病院で人間ドックを8月17日から受付開始したほか、地域包括ケア病床の移転と増床のための改修工事が終了し、10月13日から稼働予定であり、医療需要の変化に対応した病院機能の見直しを適宜行っていく。その他、D P C（診断群分類包括評価）制度への対応強化や加算の適切な算定の推進による安定的な収益確保と、薬品や診療材料の調達管理・使用の効率化、医療機器の調達や保守コストの削減等による運用事業の削減に努める。

発 言 者	発 言 要 旨
青木委員	<p>県は出羽三山周辺での風力発電事業の白紙撤回を受けて、環境アセスメントの手続きに入る前に地元住民との合意形成ができる仕組みを検討するとしているが、そういった仕組みで事業者に対抗できるのか。</p>
エネルギー政策 推進課長	<p>発電所の設置を認める権限は国にあり、要件が整っていれば認められるものである。また、環境アセスメントの手続きは事業自体の可否を判断するものではなく、環境に配慮して事業を進めるための手続きである。そのため、環境アセスメントの手続き前に地元住民との合意形成が図られていないことにより、事業を止めることはできない。</p>
青木委員	<p>川西町のゴルフ場跡地にメガソーラーの建設が予定されており、地元住民と事業者間で自然保護への配慮や水質調査の実施等について協定が結ばれたが、その後、首都圏の事業者が参画し事業の運営主体が変わったため、協定の実効性に疑問が出てきていると聞いている。県として、この状況をどう捉えているのか。</p>
エネルギー政策 推進課長	<p>川西町のメガソーラー建設については、協定書に事業者が変わってもその内容を引き継ぐことが明記されており、新たな事業主体と再度協定が結ばれたと聞いており、地域住民の不安も解消されていくものと考えている。</p>
青木委員	<p>固定価格買取制度による太陽光発電の買取価格が低下しているが、県のエネルギー戦略の目標達成の見通しはどうか。</p>
エネルギー政策 推進課長	<p>令和2年6月の再生可能エネルギー特別措置法が改正され、大規模な太陽光発電や風力発電については、市場価格に一定の上乗せができるF I P制度に移行することとなり、災害時の電源や地産地消等の地域に根ざした小規模な発電は引き続きF I T制度を利用することとなった。新たに創設されたF I P制度でも一定のメリットがあり、導入は進むものと考えている。</p> <p>県内での再生可能エネルギーの大部分が風力発電だが、陸上では設置できる土地が少なくなってきた中、遊佐町沖で進められている洋上風力発電の見通しが立てば他地域での展開も考えられ、エネルギー戦略の目標達成に近づくと考えている。現在改定中のエネルギー戦略実現に向けた政策推進プログラムの見直しの中で、大規模な電源開発だけではなく、地元消費等による地域循環の展開も併せて検討し身近な発電・利用にも取り組んでいく。</p>